

第10回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

令和元年12月26日（木）
船橋市保健福祉センター大会議室

【議題】

○開会前

1. 事務局説明
2. 保健所長あいさつ

○開会後

1. 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行等について
2. 「船橋市動物愛護管理対策会議の意見取りまとめについて（平成30年1月26日付け）」において、引き続き検討が必要とされた課題について
 - (1) 災害時対策について
 - (2) 狂犬病を含む動物由来感染症について
3. その他
 - (1) 市民意識調査集計結果について
 - (2) 次回の会議について

はあります、まだ整理が必要な状況です。

後程、市の災害対策について説明等を行わせていただきたいと考えておりますので、皆様方からご協議いただければと考えております。

また、来年6月にはいよいよ改正法が施行されることになっております。それに向け、現在国では、政令、省令を制定するためのパブリックコメント等を行っているところでありますが、それらの内容についても本日説明させていただきます。

最後に、本日議題の4番目として市民意識調査の結果についてご説明する予定です。市民の皆様が動物に対しどのような思いを持っておられるか調査しております。

委員の皆様方におかれましては、短い時間ではございますが、活発なご議論をいただきますようよろしくお願いいたします。

本日はどうぞよろしくお願いします。

2. 保健所長あいさつ

○保健所長 船橋市保健所長の筒井でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃本市市政に対するご支援ご協力をいただいていることを、そして本日は年末のお忙しい中、第10回目の会議にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

先日、台風災害や大雨の被害がありました。被災された方にはお見舞い申し上げます。船橋市においても、避難所の設置等対応を行ったところでございますが、市民の方から動物と一緒に同行しての避難ができないか等、いくつか問い合わせがございました。市においても、動物との同行避難に対する受け入れ態勢については、現在も検討しているところで

14時5分開会

会議の公開・非公開、傍聴者について
森会長から、本日の会議は公開とすること、2人の傍聴申し出があったことの報告があった。

〔傍聴者入室〕

傍聴者は、当初2人であったが、遅れて1人の入室があり、3人となった。

1. 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行等について

〔説明〕

○動物愛護指導センター所長 議題1「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行等について」を説明する。資料1をご覧ください。

スライド2ページをご覧ください。こちらは、前回の会議で説明したが、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要となる。

次のスライドをご覧ください。改正法の施行及び条例等の改正検討スケジュールの予定です。

改正法の施行については、令和元年11月7日に、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布され、改正法公布から1年以内に施行される部分が、令和2年6月1日と制定された。この施行期日を定める政令については、参考資料1-1に示している。

また、令和元年12月16日から、改正動物愛護管理法の施行に伴う施行規則改正省令等の1年以内に施行される部分のパブリックコメントが実施されている。このパブリックコメントについては、参考資料1-2に示したとおり、動物愛護管理法省令事項の素案が示されている。

参考資料1-3の国から示された、改正法の施行に向けた政省令等と基本指針の改正検討スケジュール

(予定)では、令和2年2月中に改正動物愛護管理法の施行に伴う施行規則改正省令が公布される予定である。

また、千葉県知事の権限に属する事務の特例に関する条例の改正事項についても明確になってくるので、これらを受け、市条例の改正内容の検討を進めたいと考えている。

次回の会議を来年5月頃に予定しており、条例改正案についてご協議いただき、来年9月又は12月議会に、条例改正案の提出を目指して検討を進めていきたいと考えている。

次のスライドをご覧ください。

前回も説明したが、千葉県知事の権限に属する事務の特例に関する条例の説明資料となる。

動物愛護管理法において、県知事の事務とされている部分の一部が、この条例により、市長に権限移譲されている。権限移譲されている事項は、

- ・第1種動物取扱業の登録、監督に関する事務
- ・第2種動物取扱業の届出、監督に関する事務
- ・特定動物の飼養及び保管の許可、監督に関する事務
- ・法律第25条第1項～第3項の規定（不適切な多頭飼育者に対する指導・助言等）に基づく、勧告、命令

となる。

次のスライドをご覧ください。

改正法第25条動物の適正飼養のための規制の強化についてです。

改正法第25条において、不適正飼養により、周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、原因者に対し指導、助言を行うことができると、規制強化が図られた。こちらについては、都道府県知事の権限であるため、スライド4ページに示した、千葉県知事の権限に属する事務の特例に関する条例において、市長に権限の移譲がされた場合、市で運用が可能な規定となる。周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態について、次のスライドで説明する。

次のスライドをご覧ください。

参考資料1-2、動物愛護管理法省令事項の素案3ページにおいて、動物の愛護及び管理に関する法律

施行規則の改正案が示されている。現行では、動物の飼養又は保管に伴い発生する、動物の鳴き声、臭気、衛生動物等が、周辺住民の間で共通の認識となつていると認められる場合に限り、勧告、命令指導ができるとされていたが、改正素案では、動物の飼養、保管に加え、給餌、給水に伴い発生する、動物の鳴き声、臭気、衛生動物等が、複数の周辺住民の間で共通の認識となつていると認められる場合だけでなく、周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態があれば、指導等の対象とすると示されている。

次のスライドをご覧ください。

第35条第3項所有者不明の犬猫の引取拒否事由の追加について説明する。改正法において、下線部分の引取り拒否に関する事項が規定された。

周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合、他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合について、動物愛護管理法省令事項の素案が示されている。

次のスライドをご覧ください。

参考資料 1-2、動物愛護管理法省令事項の素案 5 ページにおいて、所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合の素案が示されている。国の説明では、多くの自治体で所有者不明の犬猫の引取りについて、根拠規定が無いなか、それを行わないという運用がされており、法との整合性を図るためにこのような改正がされた。基本的には、引取った上で、譲渡・返還に努めるということが重要であるが、自治体によっては、引取り以外の方法で生活環境被害を防止したり、軽減したりという方法がとられる場合もあるため、国で基準を明確に定めるよりは、地域の実情に合わせた対策を進めていくことが必要であり、法律施行規則に、「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合」及び、「引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合」というものを規定したいとされている。

また、犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容

に関する措置についての環境省告示については、「動物の愛護及び管理の趣旨から、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがあると認められる場合又は動物の健康や安全を保持するために必要と認める場合は、引取りを行うこと。」と規定する素案が示されている。

委員の皆様には、これらの動向を踏まえ、条例改正についてご協議いただきたいと考えている。

.....

○森会長 ありがとうございました。まずは、法律改正に係る条例改正のスケジュールについて、何かご意見あるか。我々の意見にかかわらず、スケジュールはこのとおり行かざるを得ないということか。

○動物愛護指導センター所長 省令について、2月中に示される予定であるので、その改正を踏まえたうえで、こちらで条例の改正案を整え、次回の対策会議で示したいと考えている。

○衛生指導課長 資料では、5月に条例案を示させていただき、ご議論いただきたいとなっているが、もっと必要なのではないか等という意見があるのであれば、もう一回先送りすること等も考えられないことはないので、十分なご議論をお願いしたい。

○森会長 分かりました。条文によっては既に、条例を改正しなければならないところもあるかと思うので、それについてはやらざるを得ないですね。

○衛生指導課長 条ずれについては、来年3月議会に提出する予定です。それ以外の、今までご議論いただいた多頭飼養の届出や猫の屋内飼養の規定等について、来年9月議会に提出したいと考えているが、省令が改正され、5月に議論いただいて、もっと必要ではないかというような意見があるのであればもう1回増やすことも必要かと考えている。あくまでも、最短の予定と考え示させていただいている。

○森会長 分かりました。省令については国が定めるものであるので、市が条例を制定していく上で、我々の意見をどのように反映させていただいていくかが一つ大きな問題になってくるかと思う。今日説明を受けた中で、改正法第25条であるが、都道府県

知事による指導、助言、報告徵収、立入検査を規定するということで、例として改正素案の中に、周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態というふうに記載されている。これについて、誰が、どのように、どういう判断をしていくというのが一つ問題になってこようかと思う。これは、都道府県知事が条例化をして、市がそれを遵守しなければいけないということになるのか。

○動物愛護指導センター所長 法第25条は、県知事の事務になるので、おそらく県から市長に権限移譲されると考えている。法律に基づき、市が進めていくと考えている。

○森会長 市の権限で、都道府県知事が定めた規定に基づき、事務を進めていくという解釈でよいか。

○動物愛護指導センター所長 県知事の規定ではなく、法律をそのまま、市の事務として運用できることになる。

○森会長 後段の、周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があるという判断基準や、指導の方法については、環境省令または環境省の告示等で明確になってくるということ。この部分を条例化ないし要綱を定めて、明確にしなくてはいけないということではないか。例えば、当会議でこうすべきだという意見はどのように反映されていくか。

○動物愛護指導センター所長 法第25条については、このまま法律の運用でよいと考えている。

○森会長 おそらくここが、行政としては運用が難しいところかと思う。

○南川委員 周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情というのがどういったものというか、この省令を作る時の議論で例のようなものはあがっているのか。

○動物愛護指導センター所長 これについては、例はあがっていないが、給餌、給水に伴い発生することが法改正で加わったが、動物の鳴き声、臭気、衛生動物等については今までどおりとなっている。

○動物愛護指導センター主任技師 国の動物愛護部

会の中での説明では、今まで複数の周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる場合に指導が可能だったが、複数の住民で共通の認識となっていなくても、個人が何か被害に困っているという申し出があり、それが特別の事情があると認められる場合には指導の対象となるという説明がされている。

○南川委員 条文を見ると、及びで繋がっているので、周辺住民の日常生活に特に著しい支障となっている場合にプラスされた要件になっていると読める。

○動物愛護指導センター主任技師 現行は、当該支障が周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、複数の周辺住民から都道府県知事に対する申し出等により共通の認識となっていると認められる事態とされていたが、改正案では、周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、の後のかつがなくなり、共通の認識だけでなく、及び以降が追加されたと説明されていた。

○森会長 ここについては、理解がし辛いところはあるが、市としては、省令が具体的になってからもう一度検討したいということか。それとも、省令をそのまま運用という形になるのか。

○衛生指導課長 省令の運用については、省令に基づいてということになるが、個人1人でも、例えば、動物アレルギー等も該当すると思う。十分な確認は必要と考えている。

○南川委員 法律、省令に基づいた運用を市がしていく時に、市がこういった事案でこの権限を行使した、しなかったという事例を報告いただき、それはこうした方が良いのではないかという意見を言う機会があればこの議論が実際の運用に影響を与えるのではないかというのが森会長のご意見だと思ったが、それについてはどうか。

○衛生指導課長 事例等については、この後、ガイドラインもあるので、その中でも十分に協議していきたいと考えている。

○森会長 事例を探していくときりがないというか、想定ができない部分も出てくると思う。かなり、行政の判断基準が難しいのかと思う。これについては、

後日、条例原案ができた段階で見させていただくということにさせていただきたい。

次に、改正法第35条で所有者不明の犬猫の引取拒否事由の追加がなされたことであるが、今まで必ず引取りをしなければならなかつたものが、事由によっては引取りをしなくてもよいという形になったという理解でよろしいか。

この都道府県等の条例、規則等に定める場合の、具体的な事案というのを皆様ご存知か。例えば、犬猫が徘徊している場合には、引取らなければならぬという形になっている。犬については、狂犬病予防法に基づいて収容することが大原則であるが、猫の場合はどうするかというのが出てくると思う。また、負傷動物の引取りの問題もある。私が経験したことで、車に轢かれてもう命がもたないような猫を行政が収容し、治療をしたが、処分したという事例があった。これが本当に良いのかどうかというはあるが、放っておくと死んでしまった猫を、行政が手助けをして命を助けてあげたが、結局引取り手が見つからず処分になってしまったという非常に心苦しい事例であった。これも含めて検討していただきなければならない。

○衛生指導課長 周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合には、引取りを拒否できるとなっているので、結局駆除目的での引取りはできないであろうと考えている。逆の読み方をすると、南川先生にも伺いたいが、周辺の生活環境が損なわれる事態が生じている場合には必ず引取るということで読み替える形でよろしいか。

○平川委員 但し書きであるので、大原則で法令上は引取らなければということである。ただし、周辺の生活環境が損なわれるおそれがないと認められれば引取らなくてよいということで、原則引取りということである。

○森会長 これは、誰かが連れてきた場合に引取るという限定ですよね。

○衛生指導課長 そうです。所有者の判明しない犬猫なので、外にいる犬猫に限られる。お持ちいただいて、周辺の生活環境が損なわれる事態が生じてない、周囲に全く迷惑をかけていない場合については、

引取らなくても良いと考えている。話を伺い、生活環境が損なわれるのであれば必ず引取らなければならないと考えている。その下の、引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合について、所内でも検討したが、今のところそれに規定してまで引取りを拒否する事例が船橋市では生じていないので、市では、これを規定する考えは今のところないが、それについて、例えばどういう猫は引取らない方がよいのではないかというご意見があればこの場でお伺いしたい。例えば、条例等に規定して、これは条例に載っているので引取れませんと引取りを拒否して、その拒否をした猫が、結局その地域で問題を起こして、その問題を起こされた方が、市が引取りを断つたからこうなったと、例えの話であるが、賠償責任を市に請求する等ということもあるのかということを個人的に考えている。そういうところからすると、どういう面で引取り拒否をする事由を規定したらよいかということを所内でも検討しているが、船橋市でも事例では浮かんでこないのが現状である。

○森会長 市でも検討を重ねた結果、想定される事例が見つからないとなると、何か想定されるようなことはあるか。

○駒田委員 何かがあつて持ち込みをされている訳であり、その人にとってもしかしたら歩くだけでも自分にとって不愉快だというのがあり、自分にとっては引取って欲しいと言わされたら、拒否はできないと思う。

逆に、例えば、飼っているわけではないが、私がいつも猫の世話をしており、餌をあげて、トイレも管理しているので、それを持っていかれては困ると言われることもあるかもしれないが、そのところは難しそうな気がする。

○森会長 地域猫で世話をしている猫を捕まえて、引取って欲しいと持ってこられたらどうするかという話ですよね。

○南川委員 おそらくこの条文だと、地域猫でしっかりと管理されていれば、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合なので、市は引取り拒否ができるという話であり、目

の前を歩いていて不愉快だからといって持ち込んできたとしても、その猫が特に害を及ぼしていないとセンターが考えれば、引取りを拒否できるというが、条文の但し書きの一つ目の状態で、それが今回の改正法の趣旨に入ってくるところかと思う。

○駒田委員 結局、全部引取らなければならぬとすると、逃げ道が全くなくなるので、条件を付けて引取らなくてもよいという規定を設けただけの気がする。

○森会長 ただちょっと気になりましたが、フリ一判断で引取りを拒否できると困るというのが。行政の判断をどうやっていくのかというのが気になる。

○動物愛護指導センター所長 今まで、各自治体によってやり方がまちまちであった。今まで、何かしらの理由をつけて、引取りを拒否してきた自治体もあったので、法律がそれに近づいてきたところがある。市でもこのような但し書きが付くということは、今まで引取り時に、拾った場所や所有者がいないことの確認しかしていないが、何に困っているのかというような引取り申請書の整備が必要であることを内部では検討していたところである。

○森会長 より丁寧に引取り事由を判断できる資料を求める等、そういう形で処理をしていくことでしょうか。

○動物愛護指導センター所長 はい。

○南川委員 先程の質問をもう一度教えていただきたい。

○衛生指導課長 一つ目は、但し書きで「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当の事由がない場合」とあるが、原則は引取らなければいけないのかということ。もう一つは、引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合という形で、例えば条例に何かを規定し、この条例に規定されてあるからこの犬猫は引取れませんとした時に、その犬猫がまた元に戻って、ある被害者の方に被害が及んだ場合、市が賠償責任の対象となり請求されるのかということが個人的に気になっている。

○南川委員 一つ目は、原則引取りということ。但し書きの事由に当たらなければ引取る義務が生じているというのはそのとおりである。

二つ目は、周囲の生活環境を損なう事態が生じる恐れと場合の事由を条例規則に基づいて市が行政を行っていれば、一般論になるが、それで仮に何かしら被害が生じたとしても市の不作為による違法行為等で、損害賠償や国家賠償という話にはなりにくいのかとは思う。

○衛生指導課長 分かりました。ありがとうございます。

○平川委員 地域では、町会自治会等によくそういった苦情が持ち込まれる。家の庭に来て、車の上に乗り、車が傷だらけになってしまう。その猫を捕獲したので引取って欲しいと。その家1軒だけの話である。それを引取らずにその猫を放したとする。その猫は必ずどこかで餌やりをしている人がいて、その方からも町会は相談を受けている。しかし、保健所で生活環境に著しい被害を及ぼしていないからこれは引取りませんとなったとする。私共のところの事例は、パトカーを呼んだり、警察を呼んだり大騒ぎになっているが。その時に、やはり引取らなかったことによって、例えば新車に買い替えた車が傷だらけにされたというような時に、それに対する賠償請求というのは、引取らなかった市にするのか、餌を与えていた人に対するのか、誰にするのかという話ですよね。

○南川委員 一般論の話ですが、一応餌やりだけであるので所有者とか管理者でなく、その動物の所有者や管理者がいないとなると、その餌を与えていた人に責任が発生しにくい。仮に市が拒否し、被害が発生してしまったという時は、結局は市の周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合の判断にどこまでミス、過失があったのか次第にはなってくると思う。

○平川委員 そこで、自分の家に入ってきて車を傷つけられて、だったらちゃんと囲いをして入らないようにしたらしいではないか、そういう話にもなった。それでも入ってきてしまう。被害を受けている

人は、それ相応の防御手段を取っているのにもかかわらず、それが来てしまう。そういうことから、捕獲器を借りて捕獲をした。ところが、保健所では、その猫は引取れませんという話であった。ではこれは、どこかへ持っていくからということ等になり、餌やりの方とトラブルになり、警察を呼んだ。そういう事例を町会へ相談されても、私共ではどうにもできない。かといって、それは保健所に相談しないとも言えない。餌やりの人に餌をやるのを止めてと言うのもまた違う話と思う。そういうことは、特定の人だが、広い地域では何人かいる。それが向かい同士であったり、パトカーで大騒ぎになったりという話がある。

○駒田委員 法改正で、餌やり者にも一定の責任があるということが改定されると思うので、やはり、餌やり者の責任になるのかと思う。考えられるのは、そこで餌やり者を呼んで行政指導をして、どこに行かないようにしなさいというのは猫の場合難しいと思うが、おそらく一番トイレが問題になる。なので、トイレは適正なところに設置をしなさいとか、ある程度の指導をしていただくということが今後はできると思う。今でも例えば、そこで地域猫として市に登録しているとか、地域猫活動をしているのであれば、そこは指導対象となると思う。

○森会長 引取りだけにかかわらず、全ての飼い方指導の中で見ていくという形ですかね。

○衛生指導課長 市としては、今のところ事例は思い浮かばないが、もしこの場でそういう事例が委員の皆様も思い浮かばないということであれば、帰ってからでも結構ですし、これは6月1日に法律は施行されるが、その時に条例で定めてなくとも、それ以降に事例に基づいて定めることも可能なので、他市もどういう事を定めるという情報も全く入ってきてないので、またそういった情報も取り入れながら考えて、もしこういうのはした方がいいということがあれば、また提案させていただくという形にしたい。

○駒田委員 心配なのは、地域猫や飼い主のいない猫でなく、飼い主のいる猫で外に出して飼育している場合で、日常的に外に出ていれば野良猫と見分け

がつかないような汚れ方をしているような場合、それが飼い主のいない猫だと思って行政に持ち込みをされる。その時に、飼い主がいない猫だと持ち込まれたから全て引取るのではなく、これはどうも飼い猫らしい等という辺りがかなり問題になりそうと思う。引取らなくてもいいというふうになっていると、そのところは問題になるのではないか。必ず引取りなさいという法令があれば、持ち込まれたものだから行政としては引取らざるを得ないと言えるが、ここで引取らなくてもいいという事由があると、飼い主がいない猫だと思って引取ったところ、実は飼い主がいたということが、1週間後、2週間後、殺処分された後に出てくると思うので、そのところが、市に責任を負わされる可能性もあるかとも思う。

○森会長 今お話を伺っていると、事案として想定されるものが結構出てくるかもしれません、それを条文化して決めることができるかは難しいかと思う。もう1点、もし引取りを拒否してしまった場合に、市役所に対する不作為という形での責任は出るのでしょうか。事例によっては、不作為だと言われてしまうかと思うのですが。

○南川委員 もちろん、不作為の違法行為であれば損害賠償請求が発生する。

○森会長 例えば、不作為になるか、ならないのかというのは、条例で条文化してある場合は、かなり不作為の範囲が小さくなり、厳密になると思うが。

○南川委員 そもそも、条文を定めてないという立法行為の不作為か、行政がやるべきことをやらなかつたという行政行為の不作為かという2パターンがあるので、それはそれ各自かと思う。

○森会長 分かりました。いずれにしても、事案としては色々なケースが出てくると思うので、とりあえず今回は条例化については見送っていくという形でこの会議としてはまとめたいと思うがいかがか。

（「異議なし」の声あり）

2. 「船橋市動物愛護管理対策会議の意見取りまと

めについて(平成30年1月26日付け)」において、引き続き検討が必要とされた課題について

(1) 災害時対策について

[説明]

○動物愛護指導センター所長 議題2「船橋市動物愛護管理対策会議の意見取りまとめについて(平成30年1月26日付け)」において、引き続き検討が必要とされた課題について(1)災害時対策について」説明する。資料2をご覧ください。

2ページをご覧ください。

「人とペットの災害対策」の検討にあたっては、環境省の「災害時におけるペットの救護対策ガイドラインの改訂等に係る検討会」において、防災基本計画、地域防災計画等の防災施策体系との整合の取れた施策の展開が必要であること、災害時に行政が行うペット対策は、被災者である飼い主の救護の観点から行うこと、「同行避難」については、①動物愛護の観点、②動物による人の生命・身体・財産への被害や生活環境保全上の支障の発生防止の観点から検討することに留意することが必要と示されている。本会議においても、これらの事項に留意した上でご協議いただきたいと考えている。

次のスライドをご覧ください。

現行の防災対応に係る体系について説明する。

参考資料2-1 現行の防災対応に係る体系図をご覧ください。災害対策基本法第34条、第35条に基づき、国の中防災会議において、防災基本計画を作成している。

また、同様に、災害対策基本法に基づき、環境省は防災業務計画を、都道府県及び市町村は地域防災計画を作成している。

平成23年の東日本大震災等を受け、防災基本計画に、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所における家庭動物の飼養スペースの確保に努めることの見直しが行われた。また、動物愛護管理法が平成24年に改正された際に、災害対応に係る事項の規定が追加された。これにより、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針や家庭動物の飼養および保管に関する基準等で災害

等に際しても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう努める等の規定がされている。詳細については、参考資料2-1をご参照ください。

船橋市では、災害対策基本法に基づき、平成25年に現在の地域防災計画を作成している。次のスライドから、市の地域防災計画について説明する。

スライド4ページをご覧ください。

船橋市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、船橋市防災会議で作成した、各防災対策を総合的な計画としてまとめたものです。計画の本編は、第1部～第5部で構成されている。

次のスライドをご覧ください。

ここからは、船橋市地域防災計画において、動物の避難に係る内容について説明する。

まず、避難所についてです。避難所は、職員、施設管理者等が参加して、自治会・町会や自主防災組織の代表者が主体となって、避難所運営委員会を結成し担当する。避難所内の各活動場所の指定等の調整業務は、避難所運営委員会が行なうことが計画されている。

避難所におけるペット対策として、市は、獣医師会等関係団体の協力体制のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育の指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めると計画されている。

次のスライドをご覧ください。

避難所におけるペット対策として、避難所での動物の飼育は、動物の飼育者が責任をもって行なうことが原則となる。また、避難所運営委員会は、ペットの把握や、避難所における動物の飼育場所の指定を行う。市は、必要に応じて、物資等の提供や避難所から保護施設への動物の受け入れ等の調整を行う。

次のスライドをご覧ください。

保健所の防疫・衛生活動を行う作業チームについての説明となる。保健所長が編成した作業チームは、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出したりした場合には、獣医師会等関係団体及びNPOやボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護し、また、人への危害防止をするため

の必要な措置を講じる。

次のスライドをご覧ください。

ボランティアの協力については、災害発生後のボランティアの活動分野として、ペットの保護が計画されている。また、災害時にボランティアの協力が円滑に得られるよう、日頃からの連携強化に努めることとされている。

次のスライドをご覧ください。

市では、大規模災害に備え、平時から避難所の運営について地域の皆様が避難所となる施設管理者と話し合い、避難所開設当初から円滑な運営を行うことができるようするため、船橋市避難所運営マニュアルを作成している。本編、避難所運営委員会等の業務、様式集から構成されており、本編は、災害発生当日の初動期から、ライフライン回復時の撤収期までの4期に分けて、どのように避難所を運営していくのかが書かれている。

次のスライドをご覧ください。

避難所運営委員会の業務についてです。避難所運営委員会は、避難所内の規則や運営方針等避難所の運営に必要な事項や、災害が発生した場合の対応等を協議・決定する。また、避難所の運営体制の見直しを行う。

次のスライドをご覧ください。

避難所運営マニュアルでは、避難所におけるペットの受け入れに関する事項が記載されている。

まず、受付において、(1)登録情報の確認を行う。この際に用いる、「避難所ペット登録台帳」や「ペットの飼い主の皆さんへ」について様式が定められている。また、避難所では、飼い主自身が責任をもって飼育するよう徹底します。

次に、(2)ペットの受け入れ場所の確保、排泄場所の指定については、

- ・避難所利用者が生活する場所とは別の場所に受け入れ
- ・ペットはケージに入れる又は係留する
- ・犬、猫等動物の種類ごとに区分して飼育と規定されている。

(3) ペットの飼育については、

- ・避難所のペットの管理責任は、飼い主にあること

を原則とする

- ・ペット受け入れ場所の清掃は、飼い主間で当番を決めて交替で行う

(4) ペットに関する相談は、

- ・船橋市動物愛護指導センターが窓口となる。

次のスライドをご覧ください。

防災対策において、「自助」、「共助」、「公助」という考え方がある。

飼い主が災害でペットを守るためにには、飼い主自らの安全を確保すること、平常時から適正飼養を行うこと、災害時には自分とペットの身は自分で守るという「自助」が重点事項となる。

次のスライドをご覧ください。

船橋市では、動物の所有者向けに、ペットと安全に避難するためのハンドブックを作成している。

内容に見直しの必要な部分もあるが、こちらには、避難時の心がけ、避難所生活のルール、同行避難の対象動物、平常時に準備しておくもの、心がけ等について記載されている。

次のスライドをご覧ください。

ここからは、市のペットの災害対策について行っている事項について説明する。市では、災害時における動物救護活動に関する協定を、平成30年7月19日に京葉地域獣医師会と締結した。

次のスライドをご覧ください。

ペットの飼養者に対する普及啓発の一例である。チラシを作成し、動物病院等で配布を協力していただいている。

次のスライドをご覧ください。

毎年、動物愛護フェスティバルにおいて災害対策のパネル展示を行う他、今年は、市内公民館等でパネル展示を実施している。

次のスライドをご覧ください。

平成28年度から、ペットの同行避難訓練を実施しており、同行避難者の受け入れから、飼養場所の確保等の訓練や日頃の備え等について講習を行っている。

右側は、今年9月に実施した愛犬・愛猫セミナーの様子であり、獣医師の講師をお招きし、災害時にも役立つ！！愛犬・愛猫の「しつけ」と「健康管理」の

講座を実施した。

次のスライドをご覧ください。

今年は、台風15号、19号が千葉県に甚大な被害をもたらしたが、台風19号の避難所の状況になる。

36避難所に、1,560名が避難し、ペット同行避難数は、公民館の集計になりますが7公民館で合計9匹、1羽を把握している。

次のスライドをご覧ください。

ペットの災害対策の課題と対応策になる。

市民の課題として、自助が基本であることの認識不足、日ごろからの準備不足、避難所にペットが来ることに対する不安等があげられる。これらについては、先程説明したような方法で普及啓発を進めている。

ボランティア等の課題として、ボランティア活動について一定のルールの整備があげられる。本年度、動物取扱業者に対し、災害時にボランティア協力が得られるかのアンケートを実施しており、ボランティア活動ができる者の把握や体制の整備について検討を進めている。

避難所の課題として、同行避難体制が整っていないこと、避難場所の確保等があげられる。現在、小中学校、特別支援学校へ、同行避難時における動物の保管場所が確保できるかアンケートを実施している。

行政の課題として、一時預かり体制の整備、広域連携体制作り等があげられる。現在、京葉地域獣師会と協定を結び、災害時の動物の救護体制について検討を進めている。

.....

○森会長 ありがとうございました。今の説明ですと、災害対策については体制が整った。また、日常の業務について、若干まだ終わっていないところもあるが進んでいるという説明だったと思う。何か意見はあるか。

○駒田委員 今、整備が進んでいるということであったが、最後のスライドで、避難所の同行避難体制

が整っていない、小中学校等へ動物の保管場所の確認を実施中ということは、全部の避難所で動物の保管できるかどうかというのがまだ定められていないということ。

○動物愛護指導センター所長 同行避難については、地域防災計画の中で、避難所において受け入れるという体制は決まっている。その中で、避難所は動物のことだけではなく、色々行うことがある中、ペットが来たらどうするかというところから始めている。それについては、避難所を立ち上げる時に、立ち上げる方がそういう場所も決まってないと混乱が起ころうということ、また、人が沢山避難している中でそういう場所を決める時間はないと思うので、小中学校長会議に説明に行き、あらかじめ同行避難でペットを受け入れる場所を決めていただきたい、地震の時には屋外で係留というような同行避難訓練を行っているが、前回の台風19号や15号のように風雨災害等の場合には屋内に避難しなくてはならず、屋内に避難する場合にはどこに場所を設定しますかという質問を投げかけている。

○駒田委員 ありがとうございます。先程、公民館だけで9匹1羽避難所に行き、小中学校は入っていないということで、公民館でこれ位の数がいたということで、小中学校とともに含めてお断りしたケースはないですか。

○動物愛護指導センター所長 危機管理課からの連絡の周知の徹底がうまくいってなかった場所もあったとは聞いている。お断りした場所もあったというふうに聞いている。

○駒田委員 ありがとうございます。私も今回の件で色々なところから話を聞いている。私たちも関わって一生懸命同行避難しましょうと言って、イベントでチラシを配ったり、同行避難のことを啓発したりしていたのに、実際今回の災害で、船橋市ではなく他市で、猫を連れて行ったら猫は入れないと言われ、雨の中家に戻ってきたっていう話もあった。結構それは、千葉県内でいくつかそういうようなことが多かったという。また、例えば私たちが考えたのは、体育館には入れないけど、今までの災害だと先

程お話のあったとおり、渡り廊下か何かの下で雨がしのげるようなところでよいと想定していた。しかし、今回のように台風みたいな災害があるとそういうところでも無理だろうということで、では屋内とと言った時にそこまで想定していなかったというところが多かった。また、体育館に人間が避難できるのだったら、体育館倉庫のようなところでも、特に台風の場合は数時間で済む場合が多いので、もちろん浸水したら別ですが、その間だけでもその場をお借りできないのかという話を伺ったら、例えば、校長先生に許可を得る時に、体育館はいいですよという許可をもらっているので、その場で倉庫がいいとか倉庫はだめとか、教室がだめというかそこまで範囲を広げていなかったから、校長先生側の話としては、いや言ってくれれば許可を出したのに、でも許可をあらかじめ出してなかったから帰してしまったというケースもあるということだった。やはりその辺のことも色々検討をしていかなければいけない。市川では、15号は県内で被害が大きかったので、19号の時に、もうとにかく備えるようすごく言っていたので、避難所に入りきれない人たちがすごく多かった。市川もそうだったが、南房総や館山もそうだった。想定外の人がいっぱい集まってしまった。人が入れないくらいだから、当然犬猫はもっと入れないということもあり、犬猫だけの問題ではないという部分もあった。今回船橋市でそういうオーバーフローしてしまったというようなケースはないか。

○動物愛護指導センター所長 そういういたケースはない。

○駒田委員 分かりました。ありがとうございます。

○森会長 災害対策についてご意見ございますか。

○平川委員 ここにある避難所運営委員会では、概ね、私や泉谷委員が避難所のトップになる可能性が高い。

○泉谷委員 そうですね。避難所運営ということになりますと、まず、小中学校が避難所になります。そうするとそこに近隣の町会自治会の会長以下防災担当者がまず駆けつけて、それで避難所運営委員会を設定する。そのときに今問題になっているのが、学校側との話し合い、これが非常にスムーズにいつ

てない、連携が取れていないケースが多い。学校によっては、ペットの同行避難ということをほとんど考えてないようなところがある。同時に、我々も通常の避難訓練のときにはペット同行避難をほとんどやっていない。実はこの間、9月1日の9都県市総合防災訓練を船橋市で開催にあたり、船橋中学校が避難所運営のテストケースということで指定された。たまたま船橋中学校は、私共夏見地区連合自治会の範疇ですので、我々の委員会が全面的に避難所運営に携わるということで行った。その時は、これだけ大きい所で訓練をするという設定ができていたので、学校側との話し合いで、ペットの場合はこの部屋を使ってここにペットの避難所を設営します。一般は体育館で行うというふうに事前にそういう話し合いができていたので、割合スムーズに事が運んだ。今回の避難訓練では、ペット同行避難については犬のみということで設定されていた。それ以外のペットに対してどの程度のペットの数がいるか、それをどう対応していくかということは、やはり危機管理課でも把握し切れなかつたと。犬でしたら、だいたい見当がつくだろうということで、当初の打ち合わせのときには犬もできるだけ小型犬ということを最初設定されていたが、それではちょっとおかしいのではないか、皆様にペットを連れて避難訓練に参加してくださいと声をかけたときに、万が一自分がそういうことになった場合に体験しておきたいの私は行きたいです、けれどうちラブラドールですとなつたときに、これはだめなのですかというような話が出たりして。ですから、当日は来た方は全員受け入れました。32名の方が同行していただき、中に1人で2頭という方がおりましたので、三十数頭、大小様々な犬が集まつた。事前に、船橋中学校の場合は丁度校舎の南側に、常緑樹の大きな木があり、その下に灌木があり、比較的樹木の多い場所と、そのすぐ近くに多目的教室があったのでその辺りを使った。暑いので、犬は日影に繋いでとやりましたけれど、そういうある程度その状況の中で受け入れる体制ができる場所とできない場所があるということ。ですから、今説明でありますけれども、各学校にお願いしているというのは多分その辺だと思う。運

動場がそんなに広くなかったり、樹木がなかつたりということになると、果たしてどうなのかということ。また、比較的皆様ペットについては冷暖房付きの家で飼っており、犬は温度に非常に敏感だと。しかし、避難所に行った時は、全然ない。そうなったときにどういうふうになるのかという心配もありますという相談も受けた。この間の避難訓練については午前中のみということで行ったので、問題なく無事に終了した。体験上、どうしても避難所の立地条件は、事前によく確認しておかないと、やはり連れて行ったときに、ここではちょっと無理です、他の学校ならいいですという可能性も出てくると思う。これは事前の調査がどこまでできるか、そのできた調査に対して、どれだけ皆様に情報を提供できるかということが一番大事じゃないかなと思う。

○森会長 ありがとうございます。今回の訓練は犬だけということでしたが、実際に台風が来たときには鳥も来たということなので、避難所では猫も大丈夫ということですか。

○動物愛護指導センター所長 はい。

○駒田委員 避難所に来たのは犬だけですか。

○動物愛護指導センター所長 分からないです。

台風 19 号のときはやはり大きな台風がこの場所に来る可能性もあるということで、ペットがいることによって人が逃げ遅れ被害に遭った方もいると全国的には聞いており、そういうことがないようにしなくてはいけないということで、事前に危機管理課に話をし、ケージに入れて持ってきていただければ持ち込んでいいですということを、全ての避難所へアナウンスしていただいた。そのため、割とスムーズに受け入れができたと考えている。

○森会長 公民館だけのデータですので、学校は分かりませんが、いずれにしても学校の方に PR を続けていただいて、調査を続けていただいてという形でまとめたいと思う。

.....

(2) 狂犬病を含む動物由来感染症について

[説明]

○動物愛護指導センター所長 「議題 2 (2) 狂犬病を含む動物由来感染症について」説明する。資料 3 をご覧ください。

動物由来感染症とは、動物から人に感染する病気の総称であり、WHOで把握されているだけでも 200 種類以上あるとされている。動物由来感染症の流行は世界各地で続いている、いつどこでどのような感染症が発生してもおかしくない状況にある。

次のスライドをご覧ください。

これらの背景として、人間の社会環境の変化と行動の多様化があげられる。例えば、交通手段の発展による膨大な人と物の移動、人口の都市集中化、自然環境の変化や野生動物のペット化等があげられる。様々な感染症が世界で報告されているが、感染力が強く重症化する傾向があるものや、有効な治療法が開発されていないものがある。

次のスライドをご覧ください。

動物由来感染症を予防するには、飼養する動物の健康管理と適正飼養、動物に触った後等の手洗い、過剰な触れ合いを避けること等により予防ができる。

次のスライドをご覧ください。

動物由来感染症を感染経路により分類した表になる。咬まれたり、ひつかかれたりすることで感染する直接伝播の他、ダニやノミ等のベクターが媒介するもの、水や食品が媒介するものの間接伝播もある。近年、ダニ媒介感染症である、日本紅斑熱、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）については、日本国内に広く生息するマダニがその病原体を媒介するため、野外作業やレジャー等でダニに咬まれない予防措置を講じることの注意喚起がされている。

次のスライドをご覧ください。

ここからは、狂犬病について詳しく説明する。狂犬病はすべての哺乳類に感染することが知られており、もちろん人も例外ではない。主に狂犬病に感染した動物に咬まれ、唾液中に排出されるウイルスが傷口より体内に侵入することにより感染する。人も動物も発症するとほぼ 100% 死亡するが、人では感染後（感染動物に咬まれた後）にワクチンを連続して

接種することにより発症を防ぐことができる。

次のスライドをご覧ください。

日本国内では、人は昭和 31 年（1956 年）を最後に発生がない。また、動物では昭和 32 年（1957 年）の猫での発生を最後に発生がない。現在、日本は狂犬病の発生のない国です。なお、輸入感染事例としては、狂犬病流行国で犬に咬まれ帰国後に発症した事例が、昭和 45 年（1970 年）にネパールからの帰国者で 1 例、平成 18 年（2006 年）にフィリピンからの帰国者で 2 例ある。

次のスライドをご覧ください。

世界保健機構（WHO）の推計によると、世界では年間におおよそ 5 万 5 千人の人が狂犬病で亡くなっている。また、このうち 3 万人以上はアジア地域での死者と言われている。

次のスライドをご覧ください。

狂犬病は日本、英国、オーストラリア、ニュージーランド等の一部の国々を除いて、全世界に分布している。つまり、海外ではほとんどの国で感染する可能性のある病気である。

感染動物すべてから感染する可能性があるが、主な感染源動物は、アジア、アフリカでは、犬、ネコ、アメリカ、ヨーロッパでは、キツネ、アライグマ、スカンク、コウモリ、ネコ、犬、中南米では、犬、コウモリ、ネコ、マングース、中でも、犬が人に対する主な感染動物である。渡航中は特にこれらの動物に咬まれないように注意が必要となる。

台湾では、民家に侵入した狂犬病感染のイタチアナグマによる人の咬傷事例があり、発症を予防するための暴露後ワクチン接種が行われた事例があった。台湾では野生動物の間で、感染が継続していた。日本でも野生動物の検査体制を整え始めている。

農林水産省では、動物検疫所において、犬猫等の輸出入検疫を実施している。また、国際機関と連携し、外国船により海外から不法に持ち込まれる犬（不法上陸犬）の対策に取り組んでおり、海外から狂犬病に感染した動物が国内に入り込まないよう、水際の対策を行っている。また、犬、猫、アライグマ、キツネ及びスカンクについては狂犬病予防法に基づき、また、家畜については家畜伝染病予防法に基づ

き、輸出入検疫が必要である。その他の哺乳動物については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき輸入時の届出が必要である。

次のスライドをご覧ください。

「狂犬病予防法」（昭和 25 年法律第 247 号）に基づき、91 日齢以上の犬の所有者は、その犬を所有してから 30 日内に市町村に犬の登録をし、鑑札の交付を受けるとともに、狂犬病の予防注射を犬に受けさせ、注射済票の交付を受けなければならない。日本国内には狂犬病の発生はないが、近隣諸国では狂犬病がまん延しており、日本への本病の侵入リスクは皆無ではない。

スライドの表は、都道府県別の犬の登録と予防注射頭数である。千葉県は、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府に次いで登録頭数が多く、約 31 万頭の犬の登録がある。また、狂犬病は全ての哺乳類に感染するが、まん延の原因となる動物は限られており、アジア地域等、狂犬病の流行国では、犬が主なまん延源となっている。従って、飼い犬に狂犬病の予防注射を接種することで犬でのまん延が予防され、人への被害を防ぐことができるため、日本でも万が一狂犬病が侵入した場合に備えて、飼い犬への狂犬病予防注射が義務付けられている。

次のスライドをご覧ください。

過去 3 年間の、市の犬の登録・狂犬病予防注射等の実施状況になる。原簿保有数とは、犬の登録頭数であり、増加傾向にある。これは、人口増加に伴う増加と考えられる。また、新規登録頭数は横ばい、注射済票交付数は集合注射での交付数が減少傾向にある。

次のスライドをご覧ください。

畜犬登録、狂犬病予防注射済票交付について他市町村の取組みの一例である。集合注射会場で新規登録と予防注射を合わせて行うことができるところとしては、船橋市でも実施している。その他、動物病院で、登録や注射済票の交付を受けることができる自治体や、広報として、テレビ CM を行っている自治体、狂犬病予防注射の督促状を送付し、注射を促進している自治体が挙げられる。

次のスライドをご覧ください。

現在市では、登録数、狂犬病予防注射率をあげるために、広報等で普及啓発を行う他、本年は9月22日日曜日に保健福祉センターで休日臨時窓口を開設した。

また、毎年、動物取扱責任者研修で、犬の販売業者等に犬の登録の義務について説明を行っている。

次のスライドをご覧ください。

畜犬登録、狂犬病予防接種率を上げるために、正しい狂犬病の知識と関係法令の普及啓発が必要となる。次に、登録頭数を上げる方法として、飼養開始と同時に登録できる方法の検討が必要と考える。また、注射率をあげるために、注射に関する普及啓発と、注射接種時に注射済票を交付できる方法の検討が必要と考える。

次のスライドをご覧ください。

本年6月の法改正により、犬に装着されたマイクロチップが、狂犬病予防法上の鑑札とみなすことが規定された。公布から3年以内の施行になるが、犬の畜犬登録頭数に影響すると考えられるので、これらの改正について説明する。

法改正により、①犬猫等販売業者へのマイクロチップの装着、情報登録の義務化、②マイクロチップを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録の義務化が規定され、③狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例（ワンストップサービス化）として、犬に装着されたマイクロチップを狂犬病予防法上の鑑札とみなすことが規定された。

次のスライドをご覧ください。

犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れを示した図になる。犬猫繁殖業者やペットショップは、マイクロチップの装着と情報の登録や譲り受け時に登録事項の変更が義務化される。各事業者が、指定登録機関へ登録申請ができる制度設計の検討が行われている。一般所有者は、譲り受け後にマイクロチップ情報の変更登録の義務がある。都道府県等の動物愛護担当部局は、犬猫販売者や一般飼養者に対し、指導・助言をすることができる。

次のスライドをご覧ください。

販売ルート以外の犬猫を譲渡する場合は、マイクロチップの装着は努力義務となる。ただし、マイクロチップが装着されている犬猫を譲渡する場合は、譲り受けた者が、登録事項を変更することが義務付けられる。法改正により、マイクロチップが犬鑑札とみなされることとなり、今後畜犬登録頭数と注射済票の交付数が増加することが期待される。

.....

○森会長 ありがとうございます。何か質問はあるか。

○平川委員 マイクロチップの装着が努力義務ということについて、猫の譲渡会をやっておられる団体の方々が沢山いらっしゃるわけだが、そこからの譲渡の場合も、基本的には努力義務が発生するということですね。そうすると、これは今までみたいに里親を引き受けてくれる、あるいは募集してくれる人が相当大変じゃないかと思う。譲渡数も減るのではないかと思うが、それに対する補助制度のようなものを考えているか。

○森会長 そうですね。マイクロチップは今いくら程か。

○中村委員 5,000円位です。

○森会長 5,000円位かかるそうですので、ボランティア活動にもかなり響いてくるでしょう。あと、市で里親募集した場合は、その費用はどうなるのか。

○動物愛護指導センター所長 市では、譲渡する時に犬や成猫の場合はマイクロチップを装着したうえで譲渡している。費用は公費です。

○森会長 ボランティアだけが負担する形になるのか。

○動物愛護指導センター所長 ボランティアや第2種動物取扱業の方は、努力義務になる。

○森会長 では、マイクロチップを付けない猫もでてくるということですかね。他に意見はあるか。

○駒田委員 狂犬病の予防接種の接種率が船橋市は72%で、この表を見ると千葉県の場合は、全国的にも悪くはないと思うが、色々説はあるが、予防接種

の接種率が 70%から 75%位であれば流行を防ぐことはできると言われている。これだけ見ると 72%で結構良さそうだが、実は登録していない犬の頭数の方が圧倒的に多いので、その数を考えるととも 72%には満たず、多分 50%とかかなり少なくなってしまうと思う。やはり少なくとも登録している犬に関しては、接種率をほぼ 100%に近いところまで持つていかないといけない。今後マイクロチップが義務化されれば、自動的に登録されることになるので増えてしまふと思うが。台湾で数年前に入ってきたっていうことを考えれば、日本に入ってこない保証は全くないので、督促状のようなものは結構効果があると私は思う。普通のワクチン接種だと、だいたい前年ワクチンを打った翌年になると、開業医がそろそろワクチン接種の時期ですという葉書をくださって、そこで思い出す方も多分多いと思うので、そういう意味でも、狂犬病の予防接種も督促状というかご案内をして、そのところにとても怖い病気だということを含めて、啓発活動していくのは必要と強く思う。

○中村副会長 私は開業をしておりますので、狂犬病集合注射もお手伝いさせていただく。昔の集合注射と今は大分変わってきて、まず接種する前に、その当日にその子に注射をしていいかどうか問診をする。その当日に書類を渡すと大混乱するので、事前に問診表が付いた葉書を出しており、それが一つのお知らせになっているかと思う。

○駒田委員 どういう方に送付されているのですか。

○中村副会長 登録をされた方です。

○駒田委員 登録をされた方全員ですか。

○中村副会長 そうです。あとは、当日会場に登録していない方がいらしていただいて、狂犬病の注射をしたいのだけどという方のために、新規登録の窓口も置いてあります。お友達に犬仲間がいらっしゃる方は、その時期にご近所の会場に来ていただけると登録も接種もできるようになっている。そういう努力はすごく市町村はしていると思う。ただ接種率の低下ということに関しては、色々な情報を皆様が入手できる時代になり、頭ごなしにワクチン怖いとか、いらないというのを鵜呑みにされる方もいらっしゃ

る。私としては本当にいつ何時、色々な方法で、例えば日本に持ち込まれた犬ではなくて、材木に付いてきたリストであるとか、そういう物からまん延する可能性が沢山あり、特に船橋は漁港があるので、そういうことは怖いと何かにつけ飼い主さんに説明はする。しかし、なんとなく咬んでうつる病気という知識はあるようで、うちの犬は咬まないのでという感じになってしまう。やはり色々な情報をもっと分かりやすく、色々な一般の方や子供等に分かるように啓蒙していくのが本当に大切だというのである。先ほどの督促状に関しては、それに代わるようなお知らせを毎年行っている。

○駒田委員 ありがとうございました。これは本当に先日なのですが、犬を飼っている方から、今はインターネットで狂犬病の予防接種は必要ないというような情報がかなり騒がれているらしいが、どう思うと聞かれた。どうもこうも、法律で定められており、こういう理由でということを 30 分位話して、だからしなくてはいけないと説明した。犬のしつけ方教室の時に、必ず犬の鑑札と注射済票を付けてくださいと言ったところ、どこで買えるのですかと言ってしまう飼い主さんもいらっしゃる。あとは、私は打ちたくないから犬は実技に参加させないという方もいらっしゃる。その方に言われたのは、意味のない注射をして、死んでいく犬の無念さがあなたに分かるのかと言われた。実際、私も県の狂犬病予防集合注射でのトラブルが出た資料を毎年いただいているが、関連性が分かってそれが狂犬病予防注射によって亡くなったというケースは今まで一件もない。やはりいつも見ていただいている獣医師に見ていただいて大丈夫だから注射するのと、その場の問診で見るのは多少違うと思う。実は風邪をひいていたのに注射を打ってしまって熱が出てしまったとかいうケースはあるが、必ずしもその因果関係は分からぬという部分で、多分そのところだけを取り上げてしまって、うちの犬に狂犬病の予防接種をしたら、翌日から痙攣を起こして大変だったと。でもその痙攣も、例えば半日とか、何時間で収まっていても、その部分だけを取り上げてインターネットで書くと、みんなやはり嫌なものなのだ、今の日本

にないのだから打つ必要がないという単純な発想になってしまふのでそのところを何とか頑張らなくてはいけない。あと、獣医師会に入っていない獣医師の中には打たなくていいですって言ってしまう獣医師もいらっしゃるということを伺いましたので、やはりそのところからかなというふうに思う。

○森会長 ありがとうございました。マイクロチップの装着義務は何年からですか。

○動物愛護指導センター所長 6月19日に改正動物愛護管理法が公布され、3年内の施行となつてゐる。今、環境省と厚労省で調整しているところと思う。

○森会長 3年内には、登録件数が上がつてくると考えてよいか。

○動物愛護指導センター所長 そのようになると思います。

○森会長 接種率の問題もあるが、人間の風疹でさえまん延防止に必要な80%超は難しく、犬についてはもっと低くなるのかと思う。中村副会長がおっしゃつたように、問診票まで用意して狂犬病予防注射をなさつてゐるということなので、かなり期待ができるかと考えている。

3. その他

(1) 市民意識調査集計結果について

[説明]

○動物愛護指導センター所長 議題3「その他（1）市民意識調査集計結果について」説明する。資料4をご覧ください。

前回の会議の際に市民意識調査について説明をした。詳しい分析についてはまだ行つてないが、この度、第一報で集計結果が出たので報告する。

まず、「動物愛護指導センターを知つていましたか。」の問に対し、「知らなかつた」が43.2%と最も高くなつてゐる。「名前も業務内容も知つていた」（22.3%）と「名前は知つていたが業務内容は知らなかつた」（33.3%）を合わせた「動物愛護指導セン

ター」を『知つている』人の割合は55.6%と5割を超えてゐる。

次に、「あなたは、動物（ペット）を飼つていますか。」の問に対し、「動物（ペット）を飼つていない」の割合が71.0%と7割を超えてゐる。割合の高い順に「屋内飼育の犬」、「屋内飼育の猫」、「犬・猫以外の哺乳類、鳥類、爬（は）虫類」、「犬（屋内飼育の犬以外）」、「猫（屋内飼育の猫以外）」となつてゐる。

次に、「災害時に備えて、日頃から飼つてゐる動物のために行つてゐる対策はありますか。」の問に対し、動物（ペット）のための災害時に備えている対策としては、「非常用の餌や水の準備」が47.1%と最も高くなつてゐる。次いで「ケージ等の運搬用品の準備」（41.5%）、「トイレ用品の準備」（38.8%）、「迷子札、マイクロチップ等の飼い主明示」（21.5%）が続き、これらの対策は2割以上の人人が行つてゐる。

次に、「あなたは、犬（自分の飼つてゐる犬以外）に関することで困つたことはありますか。」の問に対し、33.1%の人が「困つたことがある」と回答してゐる。

困つたこととして挙げたのは、「犬のふん尿」が80.3%で最も高く8割を超えてゐる。次いで「犬の鳴き声」（31.4%）が挙がり、この2つが困つことの大半を占めている。

次に、「あなたは、猫（自分の飼つてゐる猫以外）に関することで困つたことはありますか。」の問に対し、自分の飼つてゐる猫以外で、猫に関して困つた経験があるか聞いたところ、41.2%の人が「困つたことがある」と回答し、犬よりも高い割合であった。

猫の困つたこととして挙げたのは、「猫のふん尿」が71.4%で最も高く7割を超えてゐる。次いで「敷地内への侵入」（55.7%）が5割を超え、「猫の鳴き声」（34.9%）、「猫によるゴミ荒らし」（21.6%）が続いてゐる。その他としては、「餌やりをする人がいる」等が挙げられている。

次に、「犬や猫に関することで困つた時に、どのように対処しましたか。」の問に対し、「我慢した」が49.8%で最も高く半数に迫つてゐる。次いで「何らかの対策を自ら行つた」（24.7%）、「何も対処しな

かった」(22.0%) が 2 割を超えていた。「その他」としては、「自分で掃除・始末した」等が挙がっている。

次に、「あなたは地域猫活動を知っていますか。」の問に対し、「知らない」が(66.1%)と最も高くなっている。「知っている」と「聞いたことはあるが内容は知らない」はそれぞれ(18.5%)、(13.6%)であった。

次に、「あなたは地域猫活動についてどのように考えますか。」の問に対し、活動を認めるとする「猫を増やさず、生活環境の改善につながるので活動に賛成である」(48.5%)、「猫の不妊手術、ふんの始末や周辺の清掃が適正に実施されるなら構わない」(41.2%)の合計が89.7%と9割に迫る。「その他」では、「わからない」、「他の対応が必要」等が見られた。

最後に、「猫に関する事業として、市が重点的に取組むべきと思うものは以下のどれですか。」の問に対し、「繁殖抑制のための、飼い主のいない猫の不妊手術(TNR)事業」が最も高く51.9%と5割を超える。次いで「飼い主のいない猫へ餌を与える人への指導」(43.5%)、「地域猫活動の支援」(30.4%)、「生活環境が損なわれる事態を生じさせている飼い主のいない猫の引取り」(30.2%)までが3割を超えていた。「その他」では、「指導・制度・罰則」に関する回答があり、人に対しての直接的な対策を望む声が聞かれた。

.....

○森会長 ありがとうございます。これについて、質問はあるか。結果を見て思ったが、犬猫のふんと鳴き声に困ったということだが、犬の鳴き声は分かるが、猫の鳴き声というのは。

○駒田委員 発情中の鳴き声は、結構な声を出すので、それではないか。

○森会長 これが、8月22日から9月9日までに行われたアンケートだったので、割と猫の鳴き声は少ない時期かとは思った。

○中村副会長 猫の鳴き声を経験したことがあると

いうことではないか。

○森会長 外飼いの猫や野良猫が原因か。

○駒田委員 家の中であればそんなに気にならない。

○平川委員 家の中で飼っていても、少し避妊手術が遅れてしまうと鳴く。

○駒田委員 でも、そんなに近所迷惑になるほどではないのでは。近所迷惑になることがあるか。

○泉谷委員 駄目な人は、駄目なので。本当に、猫を敵視する人は、傍を通るだけで嫌と言うこともある。ましては、そういう声を聞いたら尚更ということはある。中にはそういう人もいる。

○駒田委員 マンションでは、声はあまり出ないが、ガリガリと壁を引っ搔くのが上下の階の人間に聞こえると聞いた。

○森会長 今回のアンケートでは、爪とぎの音は無かった。爪とぎは器物破損に入るか。

○駒田委員 結果を見ると、猫の場合は屋内飼いにすれば解決できるようなことがほとんどである。

○森会長 犬猫共に、ふん害が一番大きな問題となっている。

○中村副会長 犬のふん害は、飼い主のマナーの問題である。

○森会長 あと、行政への要望はとても少ない。行政を頼らずに解決をする、我慢をするとなっている。

○石川委員 センターの認知度が少ない分、どこに相談したらよいのか分からぬといいうことが多いからかと思う。市役所等で相談した時に案内をしてくれれば分かるのだろうが。だから、我慢してしまうという結論になるのかと思う。

○駒田委員 あと、未だに保健所のイメージがとても悪い。私も電話を受けたことがあるが、何かトラブルだというと、「保健所に相談すると言う」と。保健所イコール殺処分ではないが、その電話をかけてこられた方は、保健所イコール殺処分と思って、保健所が引き取って殺してしまうというふうに思っていた。やはり、何をしているか分からぬ、何をしているか知っているという方の中にも、もしかしたら殺処分場だと思ってしまっている方もいるかもしれない。正しい知識の普及というのには必要だと思った。また、地域猫は認知度が低くまだ頑張

らなくてはいけないと思った。

（「異議なし」の声あり）

○森会長 分かりました。PRが、10年前、20年前と今では全然違っているし、保健所ができた戦後すぐとはまた全然違う。

それでは、このアンケート結果の報告については以上とする。

○森会長 以上で、第10回動物愛護管理対策会議を閉会する。

正午閉会

（2）次回の会議について

【説明】

○動物愛護指導センター所長 議題1の中で説明したが、資料5の船橋市の動物愛護管理をめぐる主な課題検討スケジュール（予定）ということで、本日第10回動物愛護管理対策会議を開催した。先程も申し上げたように、今後来年2月中の省令等の改正を踏まえ、来年5月の動物愛護管理対策会議で条例案を委員の皆様にお諮りしたいと考えている。

次回の予定としては、

- ・「改正動物愛護管理法」の施行について
- ・「改正動物愛護管理法の施行に伴う施行規則改正省令」について
- ・「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」改正案について

を議題にしたい。

なお、今後の協議事項としては、

- ・船橋市の動物愛護管理行政の方向性について
- ・「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」の見直しについて
- ・「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」のあり方の検討について
- ・災害対策について等

について、今後ご協議いただきたいと考えている。

○森会長 ありがとうございました。参考資料1-3の関係で、条例改正のスケジュール等もあるので、次回は来年5月に開催ということの説明があった。これについて何か質問はあるか。

事務局案のとおりでよろしいか。

【閉会後】

○衛生指導課長 森会長ありがとうございました。また、委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

本日の議事録については、調整でき次第、委員の皆様に送付させていただくので、内容のご確認をお願いしたい。

本日は、ありがとうございました。

【出席委員】

森会長
中村副会長
泉谷委員
平川委員
駒田委員
石川委員
南川委員

【欠席委員】

宮里委員

【関係職員】

筒井保健所長
小出保健所理事
松野保健所次長
由良衛生指導課長
竹田衛生指導課長補佐
鈴木動物愛護指導センター所長
千葉動物愛護指導センター主任技師
田中動物愛護指導センター技師

[傍聴者]

3人